

議 第 8 号

アスベスト被害を抑える対策の強化を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
厚 生 労 働 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

アスベストは、主に建材として用いられてきたが、建物の解体時等における吸入を原因として、中皮腫や肺がん等の発症が確認されており、我が国では、アスベストを原因とする健康被害者に対して、労働者災害補償保険制度による補償や、石綿健康被害救済制度や建設アスベスト給付金制度による給付金等が支給されている。

現在、アスベストの使用は原則として禁止されているものの、発症までの潜伏期間が数十年と長期にわたり、過去の暴露を原因とした健康被害は今も増え続けていることから、アスベスト被害者の方々からは、一日も早い治療法の確立が求められている。

また、アスベスト建材の使用ピークである高度経済成長期から約50年が経過し、今後、当時建築されたビルや家屋の老朽化による解体の増加に伴って、新たな健康被害が生じる懸念があるため、治療法の確立はもとより、解体・改修する建築物の建材に対する調査やアスベストの飛散防止といった対策を強化する必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、アスベストによる健康被害者の救済と今後の被害の拡大防止を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 健康被害者の治療や症状の進行抑制に効果のある研究・開発を促進するための安定的な予算を確保すること。
- 2 地域における建築物については、アスベスト建材の使用の有無に係る事前調査と解体・処分までの追跡調査を強化すること。
- 3 令和3年4月に施行された「大気汚染防止法の一部を改正する法律」に基づき、建物の解体等における飛散防止対策の実施状況調査を強化すること。